

福岡県私立専修学校設置認可審査基準

(趣旨)

第1条 私立専修学校（以下「専修学校」という。）の設置認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の関係法令によるほか、この審査基準の定めるところによる。

(設置者の資格)

第2条 専修学校の設置者は、設置する専修学校の安定性、継続性及び公共性を確保するため、原則として学校法人又は準学校法人とし、第5条から第7条までに定める校地等、校舎等及び設備の確保が可能な者であることを要するものとする。

(校長の資格)

第3条 専修学校の校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条第1号中イからヌに掲げる職のいずれかに5年以上又は2以上に通算して5年以上従事した者であることを要するものとする。ただし、同規則第20条第1号ハ中「事務職員」を適用する場合にあっては、「学校教育法第1条及び第124条に規定する学校の事務職員」とする。

2 前項の規定により難い特別の事情のあるときは、5年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

3 常勤ではない兼務校長を置く専修学校については、校長に代わって職務を遂行できる専任の教員を配置することを要するものとする。

(教員数)

第4条 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）第39条に規定する教員数については、次の各号によることとする。

(1) 専任教員は、同時に授業を行う学級数以上の数を確保するものとする。

(2) 夜間学科を併せ置く2部制の場合は、設置基準別表第1に規定する数の3分の1（端数は切り上げる。）以上の教員を増員するものとする。

(校地等)

第5条 設置基準第45条に規定する校地等は、原則として専修学校の設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないことを要するものとする。ただし、自己所有要件を満たすことが困難な場合であって、借地権又は賃借権の設定登記や借用契約などにより長期間(20年以上)にわたり使用できる保障がある場合など、学校経営の安定性、継続性が担保できると認められるときは、この限りでない。

(校舎等)

第6条 設置基準第46条に規定する校舎等は、原則として専修学校の設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないことを要するものとする。ただし、自己所有要件を満たすことが困難な場合であって、次の各号の一に該当し、かつ、賃借権の設定登記や借用契約などにより長期間(20年以上)にわたり使用できる保障がある場合など、学校経営の安定性、継続性が担保できると認められるときは、この限りでない。

- (1) 建物の全てが専修学校の用に供される場合。
 - (2) 地方公共団体が関与する複合施設の建物の一部を専修学校の用に供する場合であって、校舎と他の用途に供される部分とが明確に区分され、かつ、教育上及び安全上支障がないと認められる場合。
- 2 校舎には、教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室、図書室、保健室及び便所を設けるものとする。ただし、保健室は、管理上支障がない場合は、他の管理室を兼ねることができる。また、必要に応じて設置する課程や学科に対応する研究室、運動場を確保するものとする。
- 3 教室は、同時に授業を行う学級数に応じ、必要な数の教室を確保するものとする。
- 4 講義室の1室当たりの面積は、同時に授業を受ける生徒1名につき、1.32㎡を基準とする。

(設備)

第7条 設置基準第49条に規定する設備は、原則として専修学校の設置者の自己所有でなければならない。ただし、教育用機器備品のうち、一般的に、賃借により使用するものについては、自己所有でなくても差し支えないものとする。

(経費の維持)

第8条 専修学校の設置者は、営利的にではなく、次の各号に適合するように専修学校の運営を行わなければならない。

- (1) 学校法人会計基準に準じて会計処理を行うこと。
- (2) 専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理及び経営が専修学校教育と明確に区分されていること。
- (3) 生徒納付金の総額は、年間経常的経費のおおむね1.5倍相当額の範囲内であること。

附 則

この取扱基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和3年1月21日から施行する。